

●「尼崎市障害福祉計画(第7期)」の成果目標と活動指標における意見一覧表

資料2

通番	意見提出先		提出意見	対応	回答案		
	項目	目標・指標名					
1	1	施設入所者の地域生活への移行	① 令和8年度末における地域生活への移行者数	・地域移行が困難だというのは一定理解できる。地域移行を阻害する内容の分析など、ハードとソフト両面を地域移行検討チームなどの設置検討をして、第8期に繋げるのはどうか。	参考意見とする	・本市が支給決定している施設入所者については、地域移行を勧められる対象が極めて少ない実情にあるため、精神疾患による入院患者の地域移行(退院促進)のような積極的な施策や取組(検討チームの設置を含む。)までは考えていません。しかしながら、少数ではあるものの、地域移行(GHや在宅での生活)を希望(余儀なく)される施設入所者は毎年数名おられるため、その際は「基幹相談支援センター」においても状況等を把握し、地域の相談支援事業所等と連携をしながら必要な支援にあたっているところです。	
2	2	地域生活支援の充実	-	・障害のある人の地域生活を支えるためのハード面やより支援が必要な方への支援の担保、継続して暮らしを続けられるための課題と解決方法などの実態把握を拠点機能として配置するコーディネーターの実践を踏まえて行っていくのか、別の手法で検討するのかなど、今後の方向性などを指し示すことができるようにしていくべきである。	参考意見とする	・ご意見にある地域生活を支えるための諸々の課題や解決策等の検討にあたっては、国指針においても地域生活支援拠点等の機能を活用する中で対応していくこととされており、本市についても現在、基幹相談支援センターを事務局とした「あまがさき相談支援連絡会、兼地域生活支援拠点連携会議」において、相談支援機能の強化・充実に向けた取組を中心に協議・検討を行っているところです。引き続き、地域課題の検証や今後の方向性等も含めて、本会議体で検討を進めていくこととします。	
3	2	地域生活支援の充実	① 地域生活支援拠点等を整備等	・「あまがさき相談支援連絡会」のメンバーについては、主に委託相談事業所等で構成されていますが、連絡会において「支援困難ケース」のうち、強度行動障害を有する人や医療的ケア児者などを対象となる場合、医学的なことも関係することも多いと思われるため、医療関係者など専門家も参画するようにした方がいいのではないかと。	参考意見とする	・支援困難ケースの対応など支援が必要な障害のある人の安定的な地域生活の維持に向けては、障害福祉サービスの利用のみならず、医療や介護保険、インフォーマルな支援等も含めた個別の支援計画を相談支援事業所が丁寧に作成し、それを基に各支援者がそれぞれの対応にあたるのが重要と考えています。そのため、引き続き本市の相談支援機能を中心とした会議体でその支援の方向等を検討していくこととしますが、検討内容により必要が生じた場合は、専門機関の参画も検討してまいります。	
	5	相談支援体制の充実・強化等	① 基幹相談支援センターの設置(総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化)				
4	4	障害児支援の提供体制の整備等	③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	・重症心身障害児を支援する事業所については、貴重な社会資源となるため、事業所の運営維持を支えるためにも基幹相談支援センターを含めた後方支援などの充実が必要である。	盛り込み済み	・従前から基幹相談支援センターにおいては、相談支援事業者のみならず、地域の社会資源として貴重な各種サービス事業者への個別訪問による支援内容の聞き取りやサービス利用の調整、その他必要な情報提供や助言等の支援を行っているため、ご意見にある支援についても、引き続きこれらの取組により対応してまいります。	
5	(2)	日中活動系サービス	-	・各事業所の運営状況などについて、情報提供の保障を徹底していくべきである。掲載が義務化されているWAMネットについては、掲載をしていない事業所があるのが実情であるため、掲載を徹底していけるように数値目標を設定するのはどうか。 ・特に就労継続支援事業所については、給与・工賃実績の掲載を含めて、数値目標を定めるのはどうか。また、就労継続支援A型については、基本報酬の算定に係るスコア表の全体版のみをホームページ等に掲載している事業所も散見されるため、詳細版も含めて2つとも掲載を必須とすると明確にしたうえで、数値目標を設定するのはどうか。	参考意見とする	・ご意見にあるとおり、WAMネットへの掲載ができていない事業所があることは課題と認識していますが、近年、急激にサービス事業所数が増加する中、各事業所の掲載(更新)情報の確認等への対応に非常に苦慮しているところです。そのため、現時点でご意見にあるような数値目標を設定することは難しいですが、その対応策として、掲載を促すための通知文の発出や事業所の新規指定、集団指導の機会を捉えた一層の制度周知、また、各指定事業所のネットワーク会議の場も有効に活用しながら、サービスの質の向上につながる取組を進めてまいります。	
6	(3)	居住系サービス	-	地域生活支援拠点等(コーディネーターの配置数)	・コーディネーターの設置は質などの向上に繋がるので喜ばしいことだが、経験も伴う必要があるため、コーディネーター業務を3年以上経験している職員を半数以上配置するなどの数値目標を設定するのはどうか。委託相談なども同様にして、行政の職員でも委託先の職員でも安定した配置と経験を得る機会を意図的に増やす仕組みづくりを検討してはどうか。	参考意見とする	・現在、医ケア児支援コーディネーターは市職員と委託法人の職員を配置しており、今般の国指針で掲げられた拠点機能としてのコーディネーターは市職員の配置を想定しているところです。これら職員の配置については人事異動が伴うことや、これらコーディネーターの要件に経験年数までは規定されていないことから、本市独自で経験年数に関する目標を設定することは考えていません。なお、これらコーディネーターの配置にあたっては、現状、一定の経験を有する者を配置していることに加えて、関係所属がそのフォローアップをする形で必要な支援力と安定的な運営体制を維持していることから、引き続き現行体制での対応に努めてまいります。
7	(5)	障害児相談支援等	-	医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置			